

岩国市水道局上下水道メーター検針等業務委託

労務関係仕様書

令和8年7月

岩国市水道局

岩国市水道局上下水道メーター検針等業務委託労務関係仕様書

I 検針業務

検針業務とは、給水区域内の発注者が設置した水道メーター及び下水道供用区域内（別紙２－１～７）に下水道使用水量を計量するために岩国市及び使用者が設置した下水道メーターを検針し、使用水量の認定までを行う業務をいう。

1 検針地区及び期間

検針地区及び期間は給水区域及び下水道供用区域をA地区（奇数月検針）とB地区（偶数月検針）とに区分し、１日から２２日までの定例日検針とする。（検針地区は、別紙１に定める。）

2 準備業務

- （１） 毎月の検針作業予定表を作成し、前月末までに発注者に提出し、承認を得る。
- （２） 可能な限り検針作業予定表を遵守し、天候等やむを得ない事情があるときは、発注者の承認のもと検針予定日の前後３日を越えない範囲で調整する。
- （３） 新設及び取付開栓分の検針は、施設所在地及び地図により検針地区を確認し、検針業務従事者に振り分ける。
- （４） 検針データは、検針日当日にシステムからハンディターミナル（以下「HT」という。）に抽出し、検針を実施する。

3 検針作業

（１） HTによる検針

ア 施設所在地のメーター番号等を確認し、１立方メートル未満の端数は切り捨て、メーター指示数を正確に入力する。なお、パイロットで漏水等の有無及び使用水量が昨年同期及び前三期と比較して妥当な水量かを判断する。

イ HTより「水道・下水道等使用水量のお知らせ」票を発行し、記載されている使用者名及び水量等を確認し、使用者の郵便受け等に投函する。

ウ 集合住宅やマンション等の使用者、所有者及び管理業者等（以下「使用者等」という。）が「水道・下水道等使用水量のお知らせ」票を施設所在地以外の場所への持参や郵送を希望した場合は、これに対処する。

エ 下水道使用水量算定のための増算及び減算用の下水道メーターが設置してある場合は、下水道メーターから先に検針する。

（２） 検針不能の場合の対処

ア 不在や障害物等で検針が出来ない場合は、「お知らせ（検針不能）」を使用者等の郵便受け等に投函し、再度検針する。

イ メーター不進行又は破損等の場合は、発注者の指示により対処する。

ウ メーター（使用者等が設置した下水道メーターを除く。）が紛失した場合は、

使用者等に問い合わせを行い、弁償先の調査を行う。

(3) HTでの異常水量等（水量過多、過少等）の確認

ア 使用水量が異常に増加又は減少しているときは、使用者に使用の状況及び漏水の有無等について確認しなければならない。また、無届による移転等の調査・確認を行う。

イ 漏水等の疑いがある場合は、使用者に漏水（トイレ等）の有無等について確認するよう指導し、必要に応じて発注者指定の給水装置工事事業者での調査、修理等を使用者へ依頼する。また、不在などで使用者等に連絡がとれない場合は、「お知らせ（漏水の可能性）」を使用者等の郵便受け等に投函する。

(4) 閉栓中メーターの検針

ア 閉栓中のメーターも検針を行い、水量が計測された場合は、再度、指示数及びパイロットで漏水の有無を確認し、使用実態等の調査を行う。ただし、下水道メーターについては発注者の指示により、検針を要さない施設がある。

イ 閉栓中のメーターで無届による使用者が判明した場合は、開栓業務に必要な事項を確認し、使用開始の手続きを行う。また、不在の場合は「お知らせ（使用開始のお届け）」を使用者等の郵便受け等に投函する。

ウ 漏水等の疑いがある場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示により対処する。

エ 長期閉栓中は施設状況を確認し、発注者に報告する。

(5) 料金の減額又は免除（以下「減免」という。）

ア 漏水又は貯水槽清掃等による減免は、発注者が規定する条例及び岩国市水道局漏水等による水道料金減免処理要綱に基づき、使用者等への対応を行い、事務処理を行う。

イ 減免に該当する使用水量の認定は、必要書類を発注者に提出し承認を得なければならない。

(6) 苦情処理

ア 使用者等からの問い合わせ及び苦情等は、誠実かつ丁寧に対応する。

イ 発注者設置のメーター本体の問い合わせ及び苦情等は、発注者に報告する。

4 検針後の処理

(1) 検針終了後の検針データは、検針日当日にHTからシステムへ登録し、全件の使用水量等を確認し、未検針及び再調査等の調査資料を作成する。

(2) 未検針及び再調査等は速やかに対応し、料金の調定確定日の3営業日前までに当月分の業務を終了させ、検針業務報告書及び再調査結果表を発注者に提出しなければならない。

5 その他

(1) 誤検針が判明した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示により対処

する。

- (2) 水道メーターの取り付け及び撤去に伴う検針順路の変更分の検針番号を水道料金システムへ入力し整理する。
- (3) 検針地区ごとに水道メーターの位置と検針順路を記した図面を作成及び修正して、常に最新の状態で管理する。
- (4) 委託業務に関して問題が生じた場合は、必要に応じて発注者との連絡調整を図る。
- (5) 委託業務に関わる一切の苦情等については、受注者の責任において対処し解決する。
- (6) 委託業務の内容に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、発注者の指示により解決する。
- (7) 受注者は、水道料金システムの月次更新及び年次更新の際には、更新業務が正常に行われたことを発注者が確認するまで自席で待機し、異常があれば発注者の指示に従う。

Ⅱ その他関連する業務

- 1 委託業務に伴う総合的な窓口及び電話等に対応する。(休憩時間も含む。)
- 2 委託業務に伴う発注者から指示された事項を調査する。
- 3 帳簿及び書類等を整理し、適正に管理する。
- 4 業務報告書及び統計データに関わる日報、月報、年報等を発注者に提出する。
- 5 各種提出書類等に関わる再調査等を行う。
- 6 発注者の指示による文書等の配布を行う。
- 7 業務従事者への研修を定期的に行う。
- 8 メーター検針等の業務の効率化を図り、事務処理を迅速かつ正確に行い、お客様満足度の向上にむけて最大限努力する。
- 9 その他、関連する業務内容に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、発注者の指示により解決する。

検 針 地 区

【B地区】偶数月検針

岩国地区	岩国1～5丁目	昭和町1～3丁目
	錦見1～8丁目	飯田町1～3丁目
	横山1～3丁目	桂町1～2丁目
	川西1～4丁目	日の出町
	今津町1～6丁目	新港町1～5丁目
	山手町1～4丁目	装束町1～6丁目
	室の木町1～5丁目	関戸、関戸1丁目
	砂山町1～2丁目	多田、多田1～3丁目
	立石町1～4丁目	御庄、御庄1～5丁目
	麻里布町1～7丁目	小瀬
	川口町1～2丁目	阿品
	三笠町1～3丁目	和木町1～6丁目(和木地区)
	元町1～4丁目	
玖珂地区	玖珂町中野口	玖珂町阿山上
(玖西地区)	玖珂町河内地	玖珂町阿山下
	玖珂町野口下1区	玖珂町阿山北
	玖珂町柳井田下	玖珂町上市北
	玖珂町台の橋	玖珂町上市南
	玖珂町雇用促進住宅	玖珂町欽明路
	玖珂町瀬田下	玖珂町野口上
	玖珂町有延	玖珂町野口下2区
	玖珂町久門給1区	玖珂町野地
	玖珂町久門給2区	玖珂町柳井田上
	玖珂町同道	玖珂町柳井田中
	玖珂町市頭	玖珂町大田
	玖珂町本町上	玖珂町瀬田上
	玖珂町本町下	玖珂町千束
	玖珂町駅通	玖珂町谷津上
	玖珂町新市1区	玖珂町谷津下1区
	玖珂町新市2区	玖珂町谷津下2区
	玖珂町新町上	玖珂町鞍掛
	玖珂町新町下	
周東地区	周東町上久原	周東町下久原
(玖西地区)	周東町用田	
	周東町西長野(下水メーター)	周東町祖生(下水メーター)

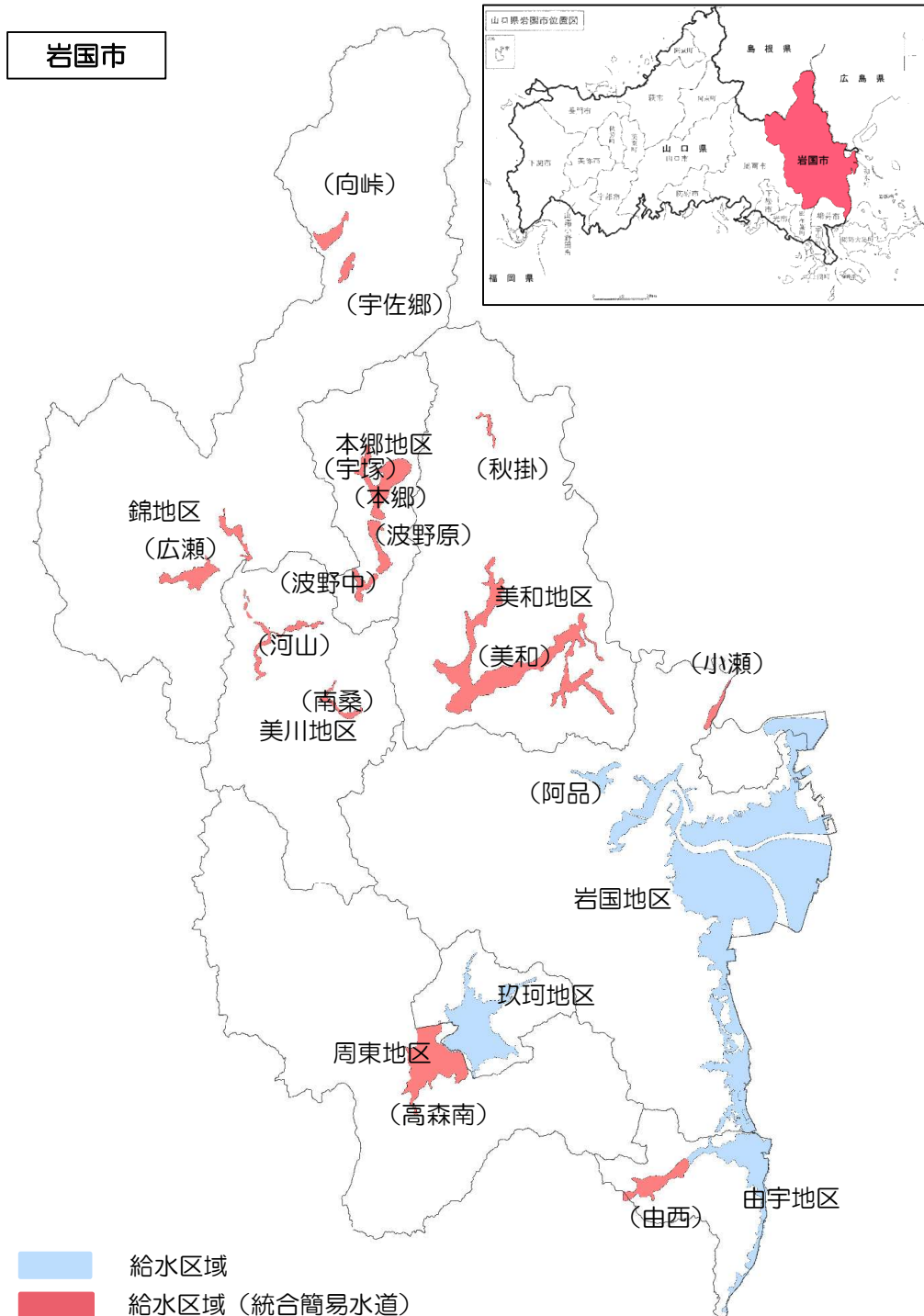
検 針 地 区

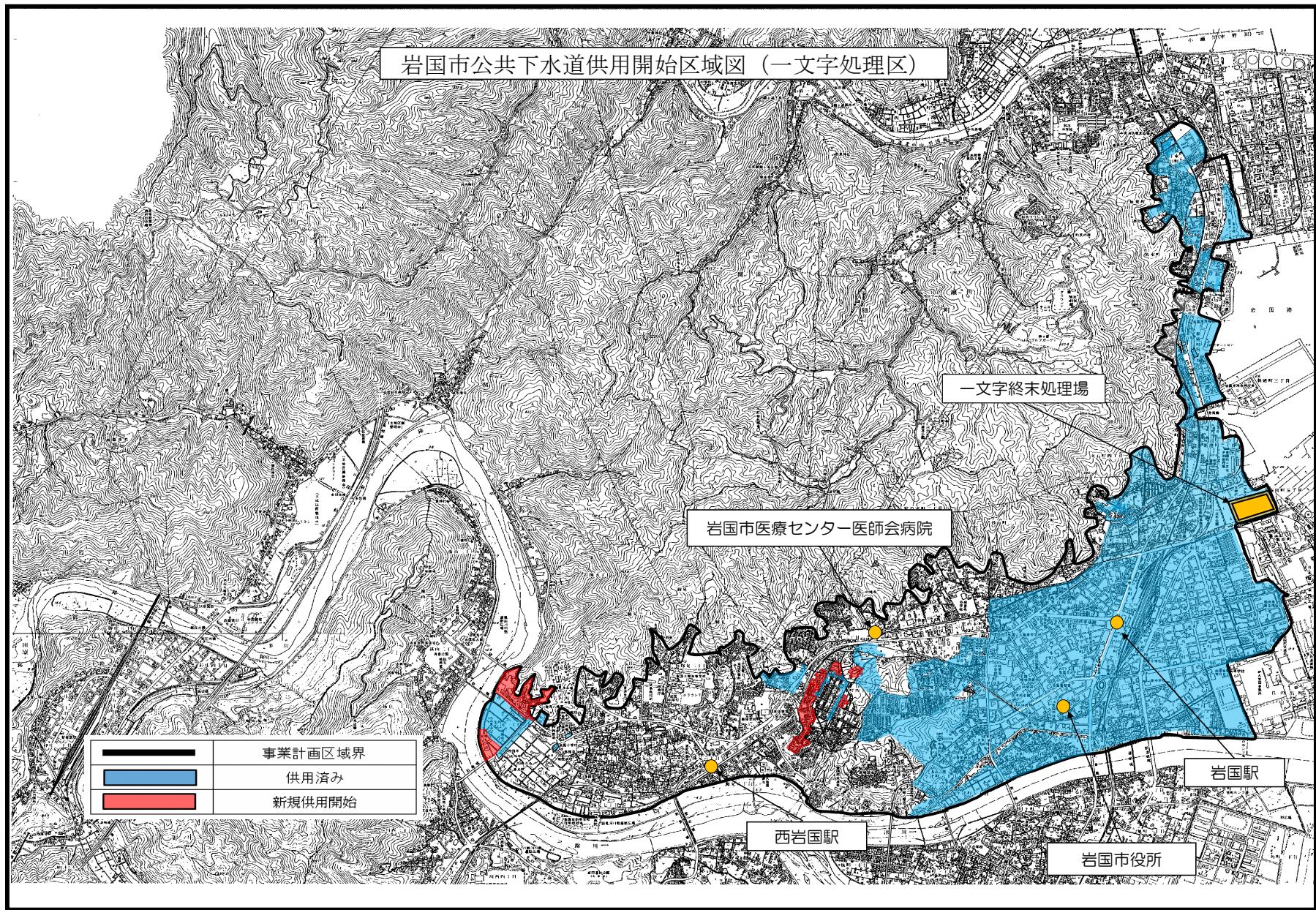
【A地区】奇数月検針

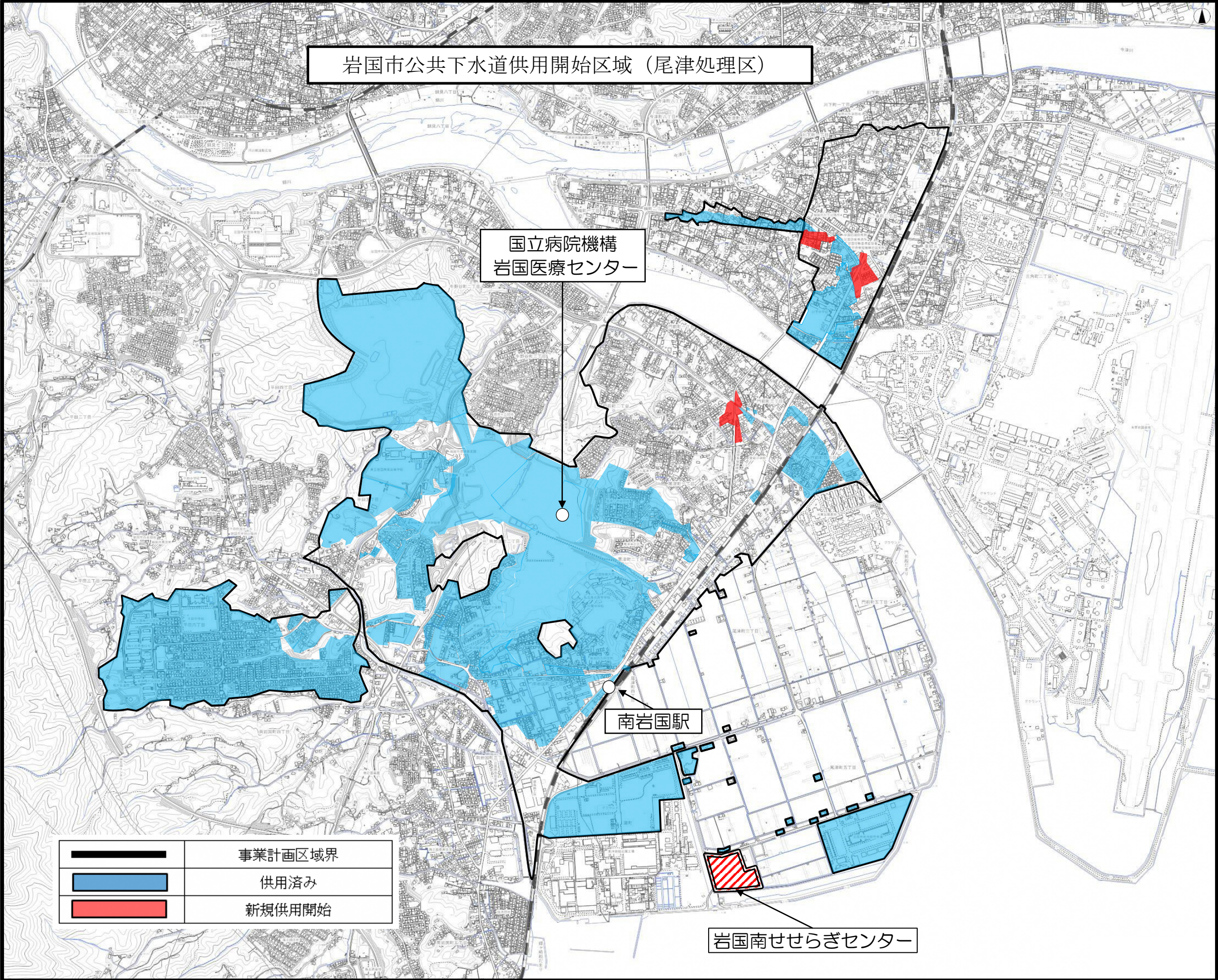
岩国地区	平田1～6丁目	愛宕町1～3丁目
	楠町1～3丁目	南岩国町1～5丁目
	中津町1～3丁目	海土路町2丁目
	車町1～3丁目	灘町
	川下町1～3丁目	藤生町1～5丁目
	旭町1～3丁目	黒磯町1～3丁目
	三角町1～3丁目、三角町沖埋立地	青木町1～4丁目
	牛野谷町1～3丁目	保津町1～2丁目
	門前町1～5丁目	通津
	尾津町1～5丁目	長野
由宇地区	由宇町千鳥ヶ丘1～3丁目	由宇町原
	由宇町南沖1～4丁目	由宇町寺迫
	由宇町由宇崎	由宇町中村
	由宇町南1～5丁目	由宇町正南
	由宇町港1～3丁目	由宇町有家
	由宇町中央1～2丁目	由宇町天神
	由宇町西1～3丁目	由宇町公門所
	由宇町北1～7丁目	由宇町峇清
	由宇町上北	由宇町横道
	由宇町神東	由宇町西区
美和地区	美和町生見	美和町滑
(玖北地区)	美和町黒沢	美和町佐坂
	美和町大根川	美和町洪前
	美和町岸根	美和町田ノ口
	美和町日宛	美和町西畑
	美和町長谷	美和町秋掛
	美和町百合谷	美和町北中山
	美和町中垣内	美和町下畑
本郷地区	本郷町波野	本郷町字塚
(玖北地区)	本郷町本郷	
美川地区	美川町南桑	美川町四馬神
(玖北地区)	美川町小川	
錦地区	錦町広瀬	錦町中ノ瀬
(玖北地区)	錦町府谷	錦町宇佐郷
	錦町向峠	

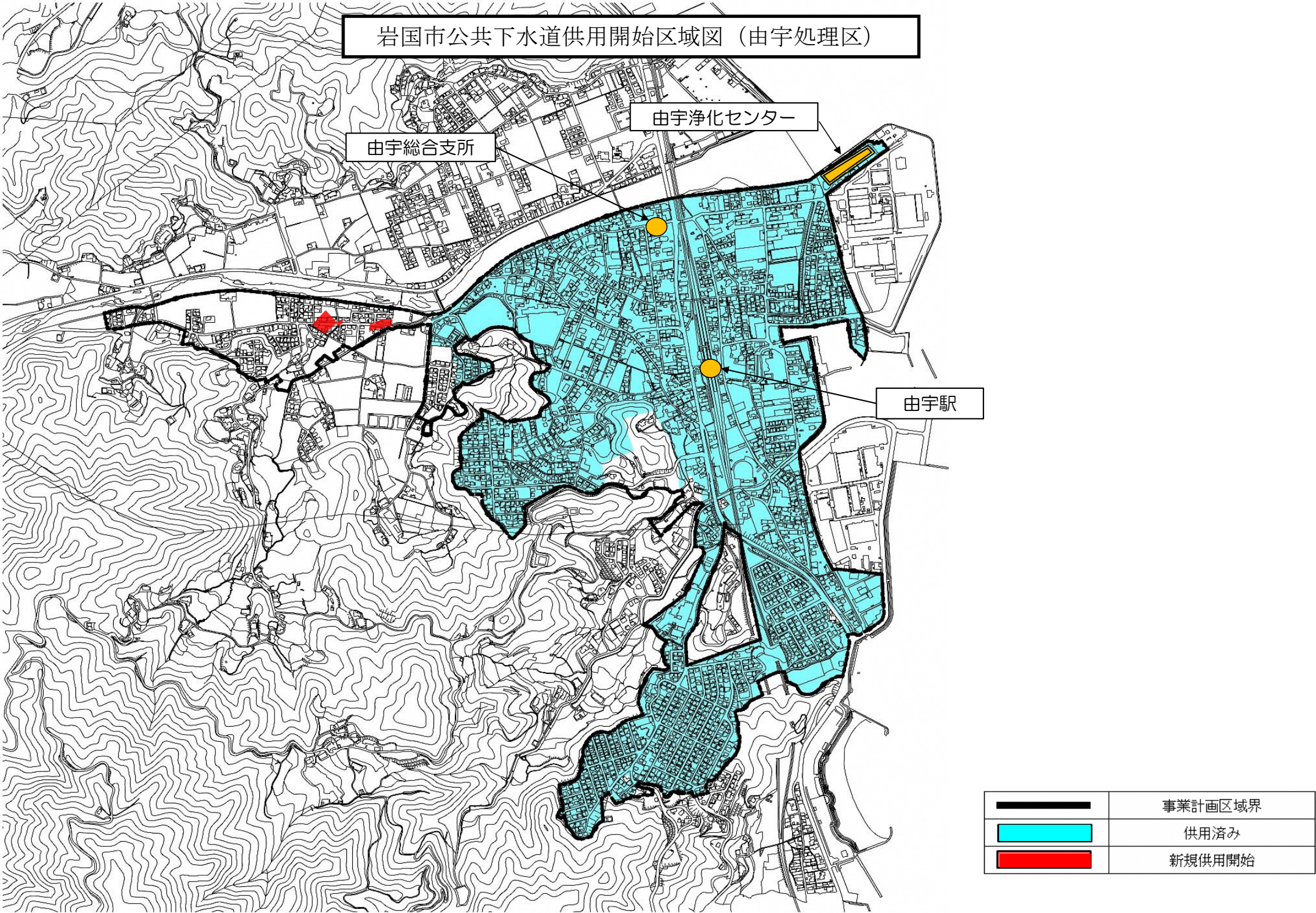
上水道給水区域図

資料3

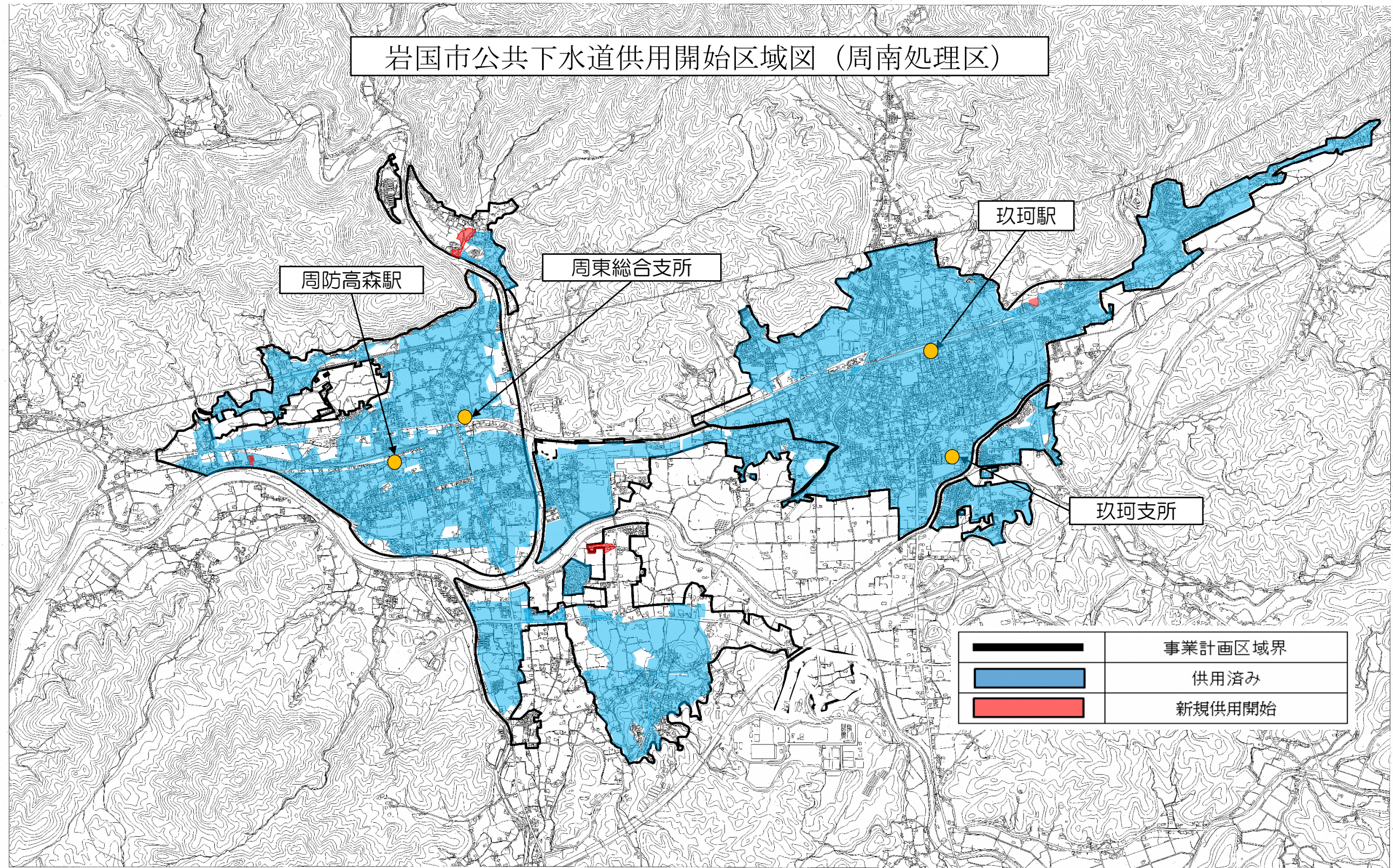








岩国市公共下水道供用開始区域図（周南処理区）



位置図

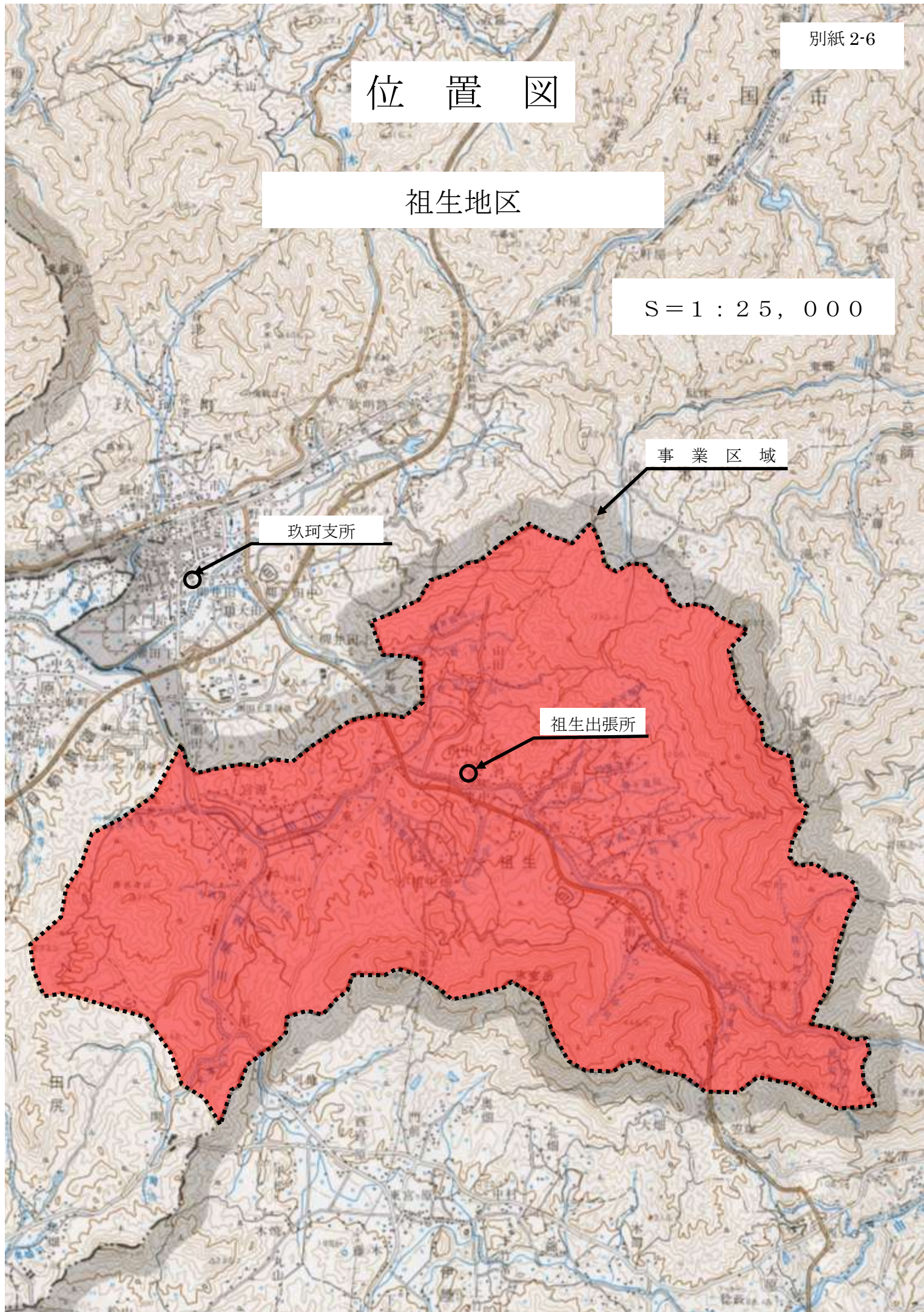
祖生地区

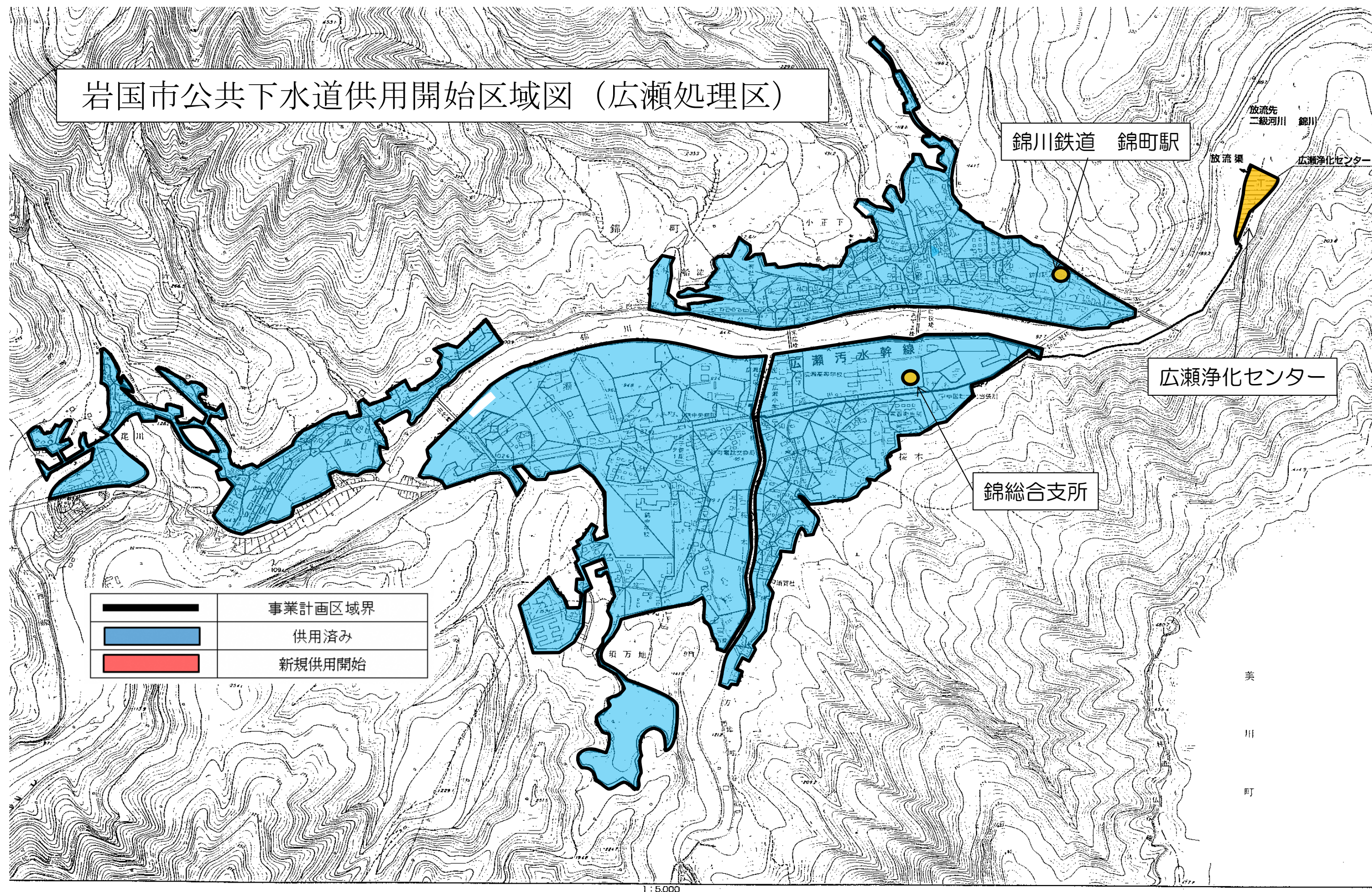
S = 1 : 25,000

事業区域

玖珂支所

祖生出張所





農業集落排水位置図

